

2013年11月19日

個人保証における過大性のコントロールの方策

部会幹事

山野目 章夫

個人保証における保証人保護方策については、貸金等債務の保証等に係る個人保証の禁止という論点と共に、貸金等債務の保証においていわゆる経営者が保証人となる場合など、個人保証が許容される場面における保証負担の過大性に対するコントロールも論じられる。

第73回会議において述べられた意見の趨勢などを踏まえ、いわゆる比例原則を基調として、保証人の責任減免の考え方も参考としつつ、考えられる規律のあり方としては、たとえば次のようなものを想定することができる。

1 保証契約（保証人が法人であるものを除く。2においても同じ。）において定められた保証人の負担が、保証契約をした趣旨目的、保証契約をした当時における保証人となろうとする者と主たる債務者との関係、保証人となろうとする者が有した財産、その収入、その居住地域の物価の状況並びにその扶養を受けるべき者の数及び年齢その他の保証契約がされた際の事情に照らし過大であると認められる場合において、保証人は、保証債務の弁済期が到来したときに、下記(1)の額から同(2)の額を控除した額に2を乗じた額に下記(3)の額を加えた額の限度に保証人の責任を減縮することを請求することができるものとする。

(1) 保証人の負担に係る責任の減縮を請求する前2年間の保証人の収入の合計額からこれに対する所得税、道府県民税または都民税および市町村民税又は特別区民税並びに社会保険料に相当する額を控除した額を2で除した額

(2) 保証人及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額として、保証人及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定めるもの

(3) 保証人が有する財産で執行することができるものの価額

2 1の規律は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約に準用するものとする。この場合において、「保証人の負担」とあるのは「極度額」と読み替え、「保証債務の弁済期が到来したとき」とあるのは「主たる債務の元本が確定したとき」と読み替えるものとする。

1 趣旨 いわゆる比例原則は、保証人の責任が、保証契約締結時において過大である

と認められる場合において、保証の履行請求時においても過大であると認められるときに、保証人の負担を減じようとするものである。

この趣旨の確認を踏まえて、これを具体化する際の一つの規律のイメージとして、ここでは、保証契約成立時において、保証契約で定められた保証人の負担が、保証契約の締結に至る諸事情に加え、保証契約の締結時の保証人となろうとする者の資産および収入に照らし過大であると認められる場合において、保証債務履行の際、その前 2 年間で平均した年間可処分所得の 2 倍に保有資産の価額を加えた額の限度まで、保証人の責任を減ずるという規律が提案される。

このようにして、過大性をコントロールするための時的要素は、保証契約締結時と保証債務履行時の二つを考えるものとされ、その双方において過大性が肯定される場合のみが、責任減縮の対象となる。それらの二つの時的要素のうち、保証契約締結時の過大性のコントロールは抽象的な基準でされるのに対し、保証債務履行時のそれは、具体的な数値の基準をもって行なわれる。

**2 保証契約成立時における過大性のコントロール** 保証契約締結時の過大性のコントロールを抽象的な基準とするものとしていることは、保証契約がされる事例には様々のものがあり、一概に数値的な基準で処することが相当でないと考えられることによる。

ここで提案する規律は、貸金等の保証に限られるものではなく、たとえば不動産の賃貸借における賃借人の債務の保証など多様なものがありうる。この賃借人の債務の保証について特徴を見るならば、それは、「期間の定めのある賃貸借が更新された場合、更新後の賃料債務にも保証は及ぶか」、「賃料が増額された場合、増額分にも保証は及ぶか」、「保証契約を締結してから一定期間が経過した後は、保証人は保証契約を解除できるか」、「賃料不払が続くのに賃貸人が賃貸借契約を解除しないまま放置している場合も保証債務は発生し続けるか」などの諸問題を考察しなければならない題材であり（中田裕康「不動産賃借人の保証人の責任」千葉大学法学論集 28 巻 1・2 号〔2013 年〕658 頁）、それにふさわしい解決として、「保証人の負担すべき額の限度……は、一定の金額によって定めることのほか、たとえば賃料の数期分に相当する額によると定めることもありうる」と考えられる（中田・前掲 631 頁）から、画一的な数値的基準を示すことには適さない。

もつとも、そのように多様である保証の全般を視野に入れ、過大性を判断するための考慮要素は掲げられていることが望ましく、具体的には上記提案のように「保証契約をした趣旨目的」、「保証契約をした当時における保証人となろうとする者と主たる債務者との関係」、「保証人となろうとする者が有した財産、その収入」および保証人の「居住地域の物価の状況並びにその扶養を受けるべき者の数及び年齢」などを考慮して過大性の評価判断をすることが考えられる。

主たる債務者が新しく事業を始めることを支援するということが「保証契約をした趣旨目的」であるならば、金額がある程度大きくても合理性が肯定される方向（過大性を障害

する方向)に働くことが一般的には認められるであろうし、反対に、既に発生している債務(旧債)を担保する目的でされたということは、その保証契約の危険な性格を強めるものとして、過大性を根拠づける方向に働くと考えられる。「保証契約をした当時における保証人となろうとする者と主たる債務者との関係」は、いわゆる経営者保証について、そのことが過大性を障害する方向の一つの要素になると考えられる。こうした考慮に加え、「財産、その収入」という保証人の財産状況の積極側面と、保証人の「居住地域の物価の状況並びにその扶養を受けるべき者の数及び年齢」という保証人の財産状況の消極側面を総合考慮して過大性の評価判断がされる。

このような評価判断の契機そのものは従来法制に見出されないものであるとしても、参考になる裁判例としては、月収の手取りが15万円ないし16万円である者が2000万円の保証をした事例で保証人の責任制限を否定して全額の責任を認めた原判決を支持した例(最判平成4年10月6日、ただし、原文ではなく、平野裕之『保証人保護の判例総合解説』[判例総合解説シリーズ、信山社、2004年]214頁による)や、収入を生活費に充てるとほぼ余剰がない生活状態の者が420万余円の保証をした場合において、身元保証ニ関スル法律5条の規定を参照して、50万円に責任を減縮する例(最判昭和50年11月6日金融・商事判例492号7頁が扱う事案の前訴事件における解決)などがみられる。

**3 保証債務履行時における過大性のコントロール** この提案は、弁済期が到来した後には保証人が負担の責任の減縮を求める場合には、法律が用意する基準の限度まで保証の責任を減縮させることができるものとする趣旨である。いうところの減縮の限度基準は、保証の履行請求時前2年間の年間平均可処分所得の2倍に保有資産の価額を加えた額とする。

小規模個人再生や給与所得者等再生においても、ほぼ同様の帰結が得られる。このことに鑑みるならば、ここでの提案の実質的な意義は、保証契約締結時において上述2の過大性要件を充足するという要件の加重がある半面において、その要件充足が認められる場合には、倒産手続という集合的な手続を待つまでもなく、保証債務履行請求権が訴訟物となる個別の判決手続のなかで、保証人の負担の責任減縮を導くことができることに見出される。

**4 責任減縮請求権の効果** ここで提案される保証人の負担の減縮は、形成権の行使によるものとして構成され、それを求める保証人の意思表示により効果が生ずる。その効果は、意思表示があった時から将来に向け、責任が減縮されるというものになる。保証債務が消滅するものではない(前掲昭和50年最判は、保証債務の消滅でなく責任の制限であるとするその事案の後訴事件に係る原判決を支持するものである)。

減縮請求権を行使する時点で、1000万円の保証債務があり、その請求を受けた訴訟の弁論において減縮請求の意思表示をする場合において、保証人の責任が620万円に減縮するとみられるときに、言い渡される判決は、「被告は、原告に対し、1000万円を支払え。前項

については、620万円を超えては強制執行することができない。原告のその余の請求を棄却する。」となる（主文の例は、不執行の合意に関する最判平成5年11月11日民集47巻9号5255頁を参考とする。なお、原告は、全額を強制執行することができるという意味における執行力を有する給付判決の獲得を欲して請求を定立しているものであり、それが、減縮請求権の行使という被告の一部抗弁により全額についての執行力が認められないという結論になっているから、原告の欲するところが一部しか認容されていないことを明らかにする意味において、「原告のその余の請求を棄却する」を宣することが相当であると考えられる。疑問を留保しておく。）。

**5 計算例** 保証人が責任減縮の意思表示をする前2年のうち1年めの年収が600万円であり、そこから所得税等を100万円納めなければならず、また、2年めの年収が500万円であり、そこから所得税等を80万円納めなければならない場合において、年あたり生活費として400万円を要するときに、平均年間可処分所得は、60万円となる（園尾隆司=小林秀之=山本和彦〔編〕『解説／個人再生手続』〔2001年〕149頁〔田頭章一〕の例を用いる）。そして、その時点で保証人が300万円の預金および200万円と評価される株式を有しているとする、保証人は、2年分の可処分所得である120万円に資産の500万円を加えた620万円に責任を減縮することを請求することができることとなる。

**6 附随的問題／物的担保の関係や複数債権者の問題** 保証人が所有する財産に担保権が設定されている場合において、その担保権の行使を妨げることになる規律は、この提案には含まれていない。

また、保証人が他の保証債務や別異の債務を多額にわたって負担している場合には、この提案の限度で責任を減縮したとしても、保証人を困窮から真に救うことにはならない。しかし、もとももこの提案は、もっぱら保証債務の過大性のコントロールに任ずるものであり、保証人である者の窮境の全般的な打開は、小規模個人再生や給与所得者等再生の手続のほか、中小企業庁と金融庁が連携して施策とする経営者保証に関するガイドラインに依拠する保証債務の整理のスキームによる準則型私的整理の仕組み（このあと、この項において、これらを総称して集会的な債務整理の手続とよぶ）などに委ねられる。このことを言い換えるならば、保証債務が単発で窮境の要因である場合において、集会的な債務整理の手続を用いることなく保証人を重い負担から解放するところで、この提案は、主たる実際の機能を発揮する。

従来法制においても、少額訴訟に係る支払猶予の制度（民事訴訟法375条）のように、判決手続のなかで債務整理に近い作用が得られることを可能とするものがみられる。ここで提案している保証負担の責任減縮請求権は、裁判上または裁判外の意思表示により行使される実体的効果を伴うものであるから、少額訴訟に係る支払猶予と法的構成が全く同じであるということではないが、集会的な債務整理の手続を待たないで債務処理の途を開く

ところが類似する。

実際を見ても、食料品店を営む個人事業者が運転資金を得るために長男を連帯保証人に立て、返済が困難になったことから、生命保険の給付要件を充たすことを確かめたうえで自ら死を選んだ事例（「追い込まれた死をなくすために／いのちとお金を考える」群馬司法書士会『執務の現場から』43号（2011年）27頁〔中林和典〕）においては、食料品店の事業の負債を集合的な債務整理の手續に附することが避けられないとしても、家庭をもつ普通の市民として暮らしている長男は、（食料品店の再生計画などが調べても保証債務への影響がない〔民事再生法177条2項、また破産法253条2項〕としても、いな、あるいは、影響がないからこそ）裁判上または裁判外で保証負担の減縮請求権を行使することにより生活を守る方途が与えられてよい。

**7 根保証の扱い** 保証人の負担が根保証に係るものである場合にも、以上に準じ、同様の考え方に基づく過大性のコントロールが考えられるべきである。